

議 長  
確認印

総務常任委員会会議録

1 日 時	開会 令和4年4月28日 9:30 閉会 令和4年4月28日 11:30
2 場 所	委員会室及び現地（埴情報センター）
3 出席委員	下重義人、吉村守広、藤田一男、吉田克則、青砥與藏、菊地哲也、鈴木孝則
4 欠席委員	なし
5 出席要求者 （説明員）	総務課長、企画情報係長
6 職務出席者	事務局長、書記
7 付議事件	第1 IP告知システムの現状と今後の計画について 第2 地上デジタル再送信システムの現状と今後の計画について
8 議事の経過	<p>吉村守広副委員長開会 下重義人委員長あいさつ 第1 IP告知システムの現状と今後の計画について 委員長：担当課長より説明を求める。 （総務課長が資料に基づき説明） 委員長：未納者への対応だが、町からの情報伝達は平等でなければと思うが。 総務課長：地デジ再送信のことになるが、総務省としては料金の滞納を理由にサービス停止することは、情報格差の観点からよろしくないとの見解である。使用料未納者へは丁寧な説明をし、早く納めていただくようにする。情報格差が生まれないよう努力したい。地デジもIPも同じ理屈である。 委員長：理解してもらうよう努力願う。 総務課長：未納者は滞納が重複している。町税の納付が優先され後回しになってしまうが、丁寧な説明をしていく。 委員長：利用料減免制度があるが、その額は。 総務課長：ゼロである。 委員長：委員から質疑あるか。 鈴木委員：料金を支払できない人はすでに減免されている。料金は支払うべき。ほとんどの人はきちんと納付している。未納者へはサービスを提供しないという厳しい対応が必要。 総務課長：地デジ再送信サービス利用者は、特別なサービスということを理解いただきたい。 吉田委員：以前一般質問で行政サービスの一環で無料化について質問をしたが、検討はしているのか。 総務課長：加入者が減っていく中、維持するための大まかなシミュレーションしかしていない。精密な検討段階には入っていない。現段階では、ある程度の使用料は維持していかないと今後町財政としても厳しいと認識している。 吉田委員：双方向通信というが、使用している人はわずかでは。住民サービス向上のためにも、</p>

在り方を検討していただきたい。

総務課長：導入当時は使う方が多かったが、現在はスマホなどの普及で少なくなっている。

IP告知の使用料は、考える余地はあると思っている。

藤田委員：自分の話になるが、7割くらいはIPのテレビ電話で連絡がくる。使用している人は多い。使用料を取るのは当たり前である。

総務課長：使用料については、導入当時、全協で説明をさせていただいた。

藤田委員：滞納者の中には、支払能力があっても情報は無料で提供すべきだと言って払わない人がいるみたいだ。使用料を納付している方との公平性が欠ける。

委員長：気持ちの問題で払わないというのは、考えていかなければならない。

菊地委員：高齢者の安否確認等、町として双方向として何に使っているか。

総務課長：簡単なアンケートはとれるようになってきている。現在、双方向の取り組みはなされていない。双方向の利点を生かすような使い方が必要だと思っている。

菊地委員：当初の説明会で、区長の負担を減らすためにも回覧板の数を減らすとのことだったが、現状はどうなっているか。

総務課長：導入当時は減らす努力がかなりされたが、徐々に元に戻ってしまっている。もう一度考える時期にきている。

委員長：端末だが、高齢者など使いこなせているのか。また、障害者への配慮はされているか。

総務課長：そもそも画面付きの端末にしたのは、耳が不自由の方は目で見れる、目の不自由な方は音で聞けるということで、少しはカバーできるのではと考えた。また、防災無線と違い、その時間き逃しても繰り返し確認できる。タッチパネルに慣れるかどうか不安だったため、導入当時は各地区に情報推進員を配置し声掛けをしていただいた。機種が後継機になった現在、そのような取り組みはしていないが、導入当初よりは少しは操作に慣れてきていると感じている。町に問合せがあった場合は、職員が直接出向き対応している。

鈴木委員：ハードを充実しても、使用する側においてまだまだ紙がいいという声多い。後継機になったので、再度情報推進員のような取り組みをしてもいいのでは。以前に一般質問で、ひとり暮らしの安否確認などをIPでできないかと聞いたところ、新たなハード整備と職員の配置が必要との答弁であった。現在、安否確認においては別なもので対応しているので問題ないと思うが、機能を最大限生かせるような取り組みをしていただきたい。

総務課長：双方向の機能を生かせる取り組みをしていきたい。

藤田委員：アパート入居者等、固定電話がない方の番号はどうなっているか。

総務課長：空いた番号、任意の番号を付けている。

委員長：旧端末機使用者の新端末機への移行を進めていただきたい。

休憩する。(10:30~10:40)

## 第2 地上デジタル再送信システムの現状と今後の計画について

委員長：休憩前に引き続き、委員会を続ける。担当課長より説明を求める。

(総務課長が資料に基づき説明)

委員長：質疑はあるか。

鈴木委員：総務省に報告を求められるとのことだが、どういう意味か。

総務課長：地デジ再送信サービスはそもそも報告義務がある。サービス中止した場合、理由などの報告が求められる。使用料未納のための理由だと、情報格差のためよろしくないとの指摘がある。

鈴木委員：総務省の考えがおかしい。払わなくてもよいということになる。衛星放送など代替手段はあるので、サービス中止するなどしないと滞納問題は解決しない。

総務課長：地デジ再送信は特別なサービスである。

鈴木委員：共同アンテナ地区が今後、地デジ再送信へ移行していくことが考えられる。

総務課長：真名畑が今後どうなっていくか心配である。

委員長：地形的にアンテナ受信できない箇所ある。使用料は理解していただきたい。

吉田委員：システムサービスは、1人40万円の経費がかかっている。利用者の人数を増やすなど、広く多くの方にサービスが行き届く方法をとっていただきたい。

総務課長：地区を指定してサービスを開始している。その他の地域で再送信サービスを開始しようとするとはすぐにはできない。予算がかかるケースも生じる。

副委員長：このサービスは、どのくらいの費用・個人負担がかかるのか。

総務課長：同軸ケーブル代くらいである。家の外の壁・地デジ用光変換器まで町で整備している。同軸ケーブルでつなぐだけである。雷被害の心配もないので、利用者には大変便利なサービスである。

鈴木委員：アナログからデジタル放送に切り替えたのは国である。経緯をおさえておく必要がある。

菊地委員：国からの交付金はあるのか。

総務課長：整備当初は国から交付金・補助金があったが、その後の改修についての補助金はない。そのため、起債事業で行っている。

藤田委員：起債は交付税対象になるのか。

総務課長：7割が交付税対象になる。情報センター図面及び構成概要図の説明をする。(資料に基づき説明)

青砥委員：防災情報は町民全員へ発信すべきものである。使用料未納者について、サービスは中止するが防災情報のみを提供することは可能か。

総務課長：システム上できない。

委員長：質疑を終了する。

(説明員退席)

委員長：報告書の提出期限を5月13日(金)までとする。本日終了後の反省会・勉強会を実施予定だったが、コロナ感染拡大しているため今回は実施しないこととする。

(現地・埴情報センターへ移動し視察)

(視察終了後、西側玄関前にて)

副委員長による閉会

埴町議会委員会条例第27条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務常任委員長